環境影響登録簿 第18版

手入力　自動転記　自動計算　自動計算　自動計算

MU-名	三重大学様式					MU-PO-6.1.2-3
	異	制定日 平成19年2月21日 改訂日 令和8年3月5日	現版数	第18版		

総括環境責任者：－

実施日 2026/3/5　実施日 2026/3/5　実施日 2026/3/5　実施日 2026/3/5

連番	環境側面	SDGs	使用(プロセス)区分 教育	研究	業務	現状把握 使用量影響の比較 大中小	公害関連(ウェイト3) 大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地球温暖化(ウェイト3) 資源の使用	地球温暖化	オゾン層破壊	エネルギー消費	生物多様性(ウェイト3) 生物多様性	廃棄物	環境教育	環境研究	地域貢献	自然保護	環境美化	悪影響	好影響	点数付け 細分○は点数制	廃棄物のうち○は点数制	環境影響評価 ①大きい	②影響はどちらでもない	③影響はどちらでもない	④影響はどちらでもない	⑤影響はどちらでもない	環境影響評価の基準（考え方） (MU-R-431-5 環境影響評価ﾏﾆｭｱﾙより転記) 判断関係は、法規制がある物は規制に特定する。	悪い環境側面として登録 ○:登録 △:要登録 判断関係は、法規制があるものは規制に特定する。	対応 目的・目標	運用管理	法令・規制
1	1）電力の使用	13	○	○	○	大	○						○	○		○										○							○	国地全体のエネルギー実績は、前年比増加（102%）している。	○	○	
	2）都市ガスの使用		-	-	○	大	○						○	○		○										○							○	国地全体のエネルギー実績は、コージェネレーションシステムの稼動が安定したため、前年比減少（96.9%）している。	○	○	
	3）プロパンガスの使用		-	○	-	小	○						○	○		○									○									国地全体のエネルギーに占める学部のプロパンエネルギーの占める割合は、極小である。使用量の大半は実験用である。 構成員により、省エネが進んでいるが、実験回数の増減に影響がでるが、研究機会の阻害とならないためまた、影響がさほどと考えられる。				
	4）A重油の消費		-	-	○	小	○	○	○	○			○	○		○										○								国地全体のエネルギーに占める学部の重油エネルギーの占める割合は、実績によると1割以下となるいま。また、学部のボイラーは本の暖房用のみであり、使用者において省エネ管理が困難な設備形態である。	△			○
	4）A重油の消費		-	-	○	小	○	○	○	○			○	○		○										○							○	国地全体のエネルギーに占める学部の重油エネルギーの占める割合は、実績によると1割以下となるいま。また、学部のボイラーは本の暖房用のみであり、使用者において省エネ管理が困難な設備形態である。	△			
	5）灯油の消費		○	-	○	小	○						○	○		○									○	○							○	入試の臨時（補助暖房）用燃料 使用量は国地全体のエネルギー割合において微量である。	△			
	6）ガソリン、軽油の消費		-	-	○	小	○						○	○		○									○								○	省エネ活動として、公用車の燃料等の管理をしている。				
	その他）エネルギー使用（電気・ガス・A重油）																																						
2	1）水道の使用	6	○	○	○	大							○												○								○	水の使用は主にトイレ洗浄、手洗い、実験用、冷却水などである。また、令和4年度より使用量増加に関しては、コージェネレーションシステムが補助水を使用することによる。				
	2）井戸水の使用		○	○	○	大				○			○			○									○									資源の消費は、構成員が制御可能な度合いにより、環境側面を判定した。 水の使用は主にトイレ洗浄、手洗い、実験用、冷却水などである。平成22年度から排敷ポ水地下水供給プラントによる井水利用で節水効果が出ている。また、トイレは自動水洗、手洗いは節水コマの採用などご設備面で省資源化を実施している。				
	3）雨水の利用		○	○	-	小							○												○									資源のプラスの効果はあるが、雨水の利用は少ない。 構成員による制御形態でない。				
	総合水使用		○	○	○	大	○	○	○	○	○		○			○										○			○						平成22年度より総合的に水使用へ評価を切替	○	－	○	
	5）紙の使用	12	○	○	○	大							○							○						○								○	紙の使用は、紙類及び再生紙共に増加している。	○	○		
	6）実験、研究用薬品（毒劇物・ＰＲＴＲ試薬、油脂変質）の使用	3 12	○	○	-	大	○	○	○	○				○	○		○					○				○									第1種指定化学物質および第2種指定化学物質の取扱量の増減は管理できている。 薬品の使用はＰＲＴＲ法、毒劇物法、危険物など法規制があり、法令順守が義務づけられる。 使用方法により、人為的な水質汚濁や土壌汚染に顕著に関連する。	○	○	○	
	6）実験、研究用薬品（毒劇物・ＰＲＴＲ試薬、油脂変質）の使用		○	○	-	大	○	○	○	○				○	○		○					○				○									第1種指定化学物質および第2種指定化学物質の取扱量は年度の研究内容により変化するものである。 薬品の使用はＰＲＴＲ法、毒劇物法、危険物など法規制があり、法令順守が義務づけられる。 使用方法により、人為的な水質汚濁や土壌汚染に顕著に関連する。	○	○	○	○
3	1）風力発電設備	7	-	-	○	小							○			○			○	○			○				○				○				新エネルギーの採用は、教育研究の一環である。 構成員が制御できる度合いは少ない。	△			
	2）太陽光発電設備		-	-	○	小							○			○			○	○			○				○				○				新エネルギーの採用は、教育研究の一環である。 構成員が制御できる度合いは少ない。	△			
	3）バイオマス設備		-	-	-	小							○			○			○	○			○				○								新エネルギーの採用は、教育研究の一環である。 構成員が制御できる度合いは少ない。				
	4）エネルギー微金化設備 風力/バイオエタノール、等		-	-	-	小							○			○			○	○			○				○								新エネルギーの採用は、教育研究の一環である。 構成員が制御できる度合いは少ない。				
4	1）可燃物	11	○	○	○	大	○						○			○		○	○	○						○								○	可燃物の減量は、環境負荷の低減に貢献できる側面である。紙の古紙リサイクルシステムの導入により使用量はさらい排向で推移している。	○	○	○	
	2）不燃物	12	○	○	○	大							○					○	○	○						○								○	リサイクル資源の活用として、分別収集が環境負荷の低減に貢献できる。 構成員による制御が可能が可能な側面である。	○	○	○	
	3）産業廃棄物		○	○	○	大		○	○	○			○					○								○								○	構成員による制御が可能な側面である。また、法令による順守が義務づけられており、適切な処分が必要である。	○	○	○	
	4）廃プラスチック	14	○	○	○	大		○	○				○					○								○								○	構成員による制御が可能な側面である。紙の使用量制減からの副次的側面であり、度合いは低い。	○	○	○	
	5）古紙類		○	○	○	大							○					○	○	○		○					○							○	構成員による制御が可能な側面であるが、紙の使用量制減からの副次的側面であり、度合いは低い。	△	○	○	
	6）アスベスト廃棄物		-	-	○	小	○											○						○		○									アスベストの廃棄物は病院解体と共に除去処分、第五工事が平成28年度に既に完了。	△			
	7）水銀使用製品の廃棄物		-	-	○	大		○	○				○					○				○				○									使用済み蛍光管廃棄に関して、法整備された「水銀使用製品廃棄物」の内、大学の使用が多い。「水銀電池」、「蛍光ランプ」、「HIDランプ（高輝度放電ランプ）」の廃棄は適正に管理（すべて分別し、電池は絶縁処理、蛍光管は破損防止）して廃棄処分業者に引き渡す。	○		○	
5	1）生活排水処理施設	6	○	○	○	中								○	○	○										○								○	環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 排水処理施設は適正な維持管理を行う必要がある。 放流水の水質異常が直接環境に影響を与える。	○	-	○	○
	2）焼却炉（ダイオキシン）の運転	3	-	-	-	小	○	○	○	○				○	○								○	○		○								○	平成25年度より総合地ボイラーの運転を停止したため、報告義務がなくなった。 環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。	△			
	2）焼却炉（ダイオキシン）の運転		-	-	-	小	○	○	○	○				○	○								○	○		○								○	平成25年度より総合地ボイラーの運転を停止したため、報告義務がなくなった。 環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。	△			
	2）焼却炉（ダイオキシン）の運転		-	-	-	小	○	○	○	○				○	○								○	○		○								○	平成25年度より総合地ボイラーの運転を停止したため、報告義務がなくなった。 環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。	△			
	3）ボイラーの運転		-	-	-	小	○	○	○	○			○	○												○								○	環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 ボイラーの運転は適正な運転管理を行う必要がある。 重油の使用量は全体のエネルギーに占める割合は少	△			
	3）ボイラーの運転		-	-	-	小	○	○	○	○			○	○												○								○	環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 ボイラーの運転は適正な運転管理を行う必要がある。 重油の使用量は全体のエネルギーに占める割合は少	△			
	4）グリーン購入・調達	12	-	-	○	大																○			○	○		○							環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 グリーン購入法は環境配慮を優先的に行うプラス面の側面である。 構成員の日常活動における度合いは少ない。	○	-	○	
	5）排風機・送風機の運転	13	○	○	○	小				○	○											○			○	○								○	環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関連度合いは少ない。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	△			
	5）排風機・送風機の運転		○	○	○	小				○	○											○			○	○								○	環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関連度合いは少ない。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	△			
	6）業務用空調機の冷媒（フロン排出抑制法）		○	○	○	中									○			○								○								○	平成27年4月および「改正フロン法」の施行が開始。手内に下整頭度と定期調査を実施。 環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関は大きくなった。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	△		○	
	6）業務用冷蔵機・冷凍機の冷媒（フロン排出抑制法）		○	○	○	中									○			○								○								○	平成27年4月および「改正フロン法」の施行が開始。手内に下整頭度と定期調査を実施。 環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関は大きくなった。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	△			
	8）PCBの保管	3 12	-	-	○	小		○	○				○	○								○			○	○								○	令和4年2月には底濃度のPCBは適正処理済み。 低濃度PCBは適正に管理されている。 令和4年度以降には、新たなPCB保管の発見はない。	△			
	8）PCBの保管		-	-	○	小		○	○				○	○								○			○	○								○	令和4年2月には底濃度のPCBは適正処理済み。 低濃度PCBは適正に管理されている。 令和4年度以降には、新たなPCB保管の発見はない。	△			
6	1）実験廃液の処分	3 12	-	-	○	中		○					○			○			○			○			○	○								○	実験廃液の処分は適正な使用管理を行う必要がある。 産業廃棄物として法規制がある。一括処理を行っており、運用管理で対応する。	○	○		
	2）高圧ガス		○	○	-	小	○													○						○								○	環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関連度合いは少ない。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	△		○	
	3）危険物の貯蔵		○	○	-	中		○	○	○										○						○								○	環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関連度合いは少ない。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	△		○	
	3）危険物の貯蔵		○	○	-	中		○	○	○										○						○								○	環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関連度合いは少ない。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	△			○
7	1）ゴミの分別	11	○	○	○	大				○					○	○							○			○			○						学内分別の分別	○	○	○	
環境保全	2）キャンパスクリーン（清掃等）		-	-	○	大										○						○	○		○	○			○						キャンパスクリーンの定期実施	△		○	
	3）キャンパスグリーン（保護・緑化）		-	-	○	大									○						○	○	○		○	○			○						キャンパスの樹木の保全・育成（存在量を増やす）	△	○		
	4）放置自転車対策		-	-	○	大									○								○			○								○	放置自転車の削減（学内リサイクル自転車のシステム活用）	△			
	5）放置自転車対策		-	-	○	大									○								○			○								○	放置自転車の削減	△			
	5）自転車通勤対策		○	○	○	大				○						○								○		○								○	学内駐車場のアイドリングストップ開発	△			
8	1）新築	12	-	-	○	小					○	○		○	○	○						○				○			○						環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関連度合いは少ない。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	△			
地域貢献	2）改修・修理		-	-	○	中				○	○	○		○	○							○				○			○						環境規制に関する評価は、量の大小に関わらず、法規制の順守が必要である。 構成員の日常活動における関連度合いは少ない。 適切な維持管理が必要であるが、運用面で実施。	○		○	
9	1）教養教育における環境教育	4	○	-	-	大				○	○	○		○	○	○									○	○			○						環境教育の実施は、大学として機能的に実施をしていく。	○	○		
環境教育	2）学内外環境教育プロジェクトへの支援と連携		○	-	-	大				○	○			○	○	○					○		○		○	○			○						環境教育の実施は、大学として機能的に実施をしていく。	○	○		
	3）科学的地球環境人材(SciLeAs)形成（学生対象）		○	-	-	大				○	○	○		○	○	○									○	○			○						環境教育の実施は、大学として機能的に実施をしていく。	○	○		
10	1）重点課題の環境研究実施を奨励する	9	-	○	-	大				○	○	○		○	○	○										○			○						環境研究の調査は、大学として機能的に実施をしていく。	△	○		
研究	2）環境分野の文部重点テーマに対応した調査		○	○	-	大	○	○	○	○	○	○		○	○	○									○	○			○						環境研究の調査は、大学として機能的に実施をしていく。	○	○		
11	1）三重大学独自の環境主軸のUSR規範の検討と確定	17	-	-	○	大															○				○				○						地域社会との連携は重要課題である。	△	○		
社会貢献	2）キャンパス及びその周辺地域社会と学生のコミュニケーション強化		-	-	○	大															○				○				○						地域社会との連携は重要課題である。	△	○		
	3）キャンパスの地域活用促進（キャンパスツアー・地域向けイベント開催）		-	-	○	中																		○					○						令和3年に地域共創に向けた新たな施設として、地域共創プラザを新設。	△	○		